

令和6年4月16日

下記により差押財産の公売をします。

国税徴収法第95条第1項及び第99条第1項の規定により公告します。

長崎県知事 大石 賢吾



公 売 財 産 等	売却区分	公 売 財 産			公 保 証 売 金	見 積 価 額 (最低公売価額)	
		財産種別	名称、所在、その他				数 量
第 5 号	土地	土地の所在	島原市有明町大三東丙字上尾首		1筆	不要	16,980円
		地番	622番5				
		地目(公簿上)	田				
		地目(現況)	農地(畑)				
		公簿上地積(m <sup>2</sup> )	22				

公 売 方 法	期 間 入 札	
公売参加申込期間	令和6年4月16日(火) 午後1時から 令和6年5月7日(火) 午後11時まで	
公 売 日 時	入 札 開 始	令和6年5月14日(火) 午後1時
	入 札 締 切	令和6年5月21日(火) 午後1時
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネットサービス「KSI官公庁オークション」のサイト上にて実施する。	
売 却 決 定	日 時 令和6年6月11日(火) 午前9時	場 所 長崎県総務部債権管理室
代 金 納 付 期 限	令和6年6月11日(火) 午後2時30分	
買受人の一定の資格その他の要件	・島原市農業委員会から買受適格証明書の交付を受け、令和6年5月10日(金)までに提出すること。	

- その他
- この公売の参加条件については、「長崎県インターネット公売ガイドライン」を参照してください。
  - 令和6年5月10日(金)までに、公売保証金の納付及び「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」の提出が必要です。
  - 公売保証金の納付は、入札者等(入札者等が法人の場合は、当該法人代表者)名義のクレジットカード(一部のカードを除く。)による納付 又は 銀行振込による納付 とします。
  - 入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定し、最高価申込者の会員識別番号と落札価格(最高価申込価格)を一定期間公開します。
  - 公売財産の取得時期については、買受代金を納付し、かつ島原市農業委員会の許可又は届出の受理があるまで、権利移転の効力は生じません。財産の引渡しはその時点の現況有姿により行います。
  - 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の送付料など)は買受人の負担となります。
  - 長崎県は公売財産について契約不適合責任を負いません。土壌汚染に関する専門的な調査は行っていません。
  - 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
  - KSI官公庁オークションの不具合等により公売を中止することがあります。
  - 公売参加者等のログインID及びパスワード等の紛失・漏えい又は不正に使用される等により損害などが発生した場合、長崎県はその損害・程度にかかわらず責任を負いません。
  - その他公売財産の詳細については、長崎県ホームページに掲載する公売財産概要書等を参照してください。

公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当室に申し出てください。